

令和3年1月25日

第1回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第1回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和3年1月25日				招集場所	北川辺総合支所 第1・第2・第3会議室			
開会の日時	午後1時25分				閉会の日時	午後2時46分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主査 染谷守				

開会 午後 1時25分

○局長（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さんこんにちは。定刻よりも早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 皆様、改めましてこんにちは。また、新年明けましておめでとうございます。

コロナ禍で大変な時期でございますけども、皆様方には健やかに新年を迎えられたこと、お喜び申し上げます。ぜひ皆様、体に十分注意されて、今年も頑張っていたきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、これより令和3年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。また、明けましておめでとうございます。

本日はこの北川辺の地までおいでいただきまして、ありがとうございます。コロナがなかなか終息できないということで、推進委員の皆さん方には、今回は総会の出席は見合わせるということで、農業委員だけの総会でございます。

時期尚早ということで、議案もそれほどはないんですけども、先月、常設の審議会で私も初めてリモート体験をいたしまして、パソコンの上部にカメラがあって、ヘッドフォンをするんだけど、どうも言葉がなかなか聞き取れない。県のほうも、じゃ、少し質問でも出るんかなと思ったら、誰も質問の手を挙げなかったですね。

農業委員の関係で、どうしても皆さんにお集まりいただいて審議するということが、皆さん方にはお手数でも生の声でお互いに審議していただくということが、当面ありかなと思えます。これ以上コロナが広がらないように祈念するわけですけども、農業委員のこの1年間といたしますか、4月からスタートして、本当に何か全てコロナの影響を受けているような

状況でして、経済面におきましてもいろいろ心配でございます。また、農家においても部門別によりますと色々な影響を受けて、経済的に苦しい立場に立たされている方もおると聞いております。

そういった中で、早く終息を願うばかりですけれども、これで終息しますと、また経済的にいろんな問題が出てくるわけですし、いろんな対応を迫られる農業委員会でもあろうかなと思います。そういった意味で、皆さん方には一つ一つの案件に対しまして、慎重審議、取扱いに注意しながら進めてまいりたいと思います。

何はともあれ、新年の第1回の総会に、皆さん方全員で行えるということに心から感謝を申し上げ、開会のご挨拶といたします。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

————— ◆ —————

#### ◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在委員総数15名全員の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◆ —————

○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

————— ◆ —————

#### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

————— ◆ —————

### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

7番 佐久間 尉 匡 委員

8番 松 村 文 夫 委員

の両委員さんを指名いたします。



### ◎議案の取下げ

○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下げ願が提出されております。

本日の議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書6ページの14番の豊野地区の案件については、取下げ願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることを報告いたします。



### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類を調べております。

譲渡人は人手不足のため耕作できない、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井ですけども、1月16日、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また譲渡人の さんにも話を聞いてきました。現地はこの位置図を見ますと、この辺一帯は耕作してあるんですけども、この申請地だけは耕作していなくて、管理はしてありました。そして、 さんの話ですと、この辺一帯は さん、右上にとありますけども、その人がこの辺一帯を耕作していたそうです。

ただ、 さんが体調を崩してできなくなったということで、急遽 さんが耕作すると。 さんもこの辺まで来ていますので、この申請書で7町の上を耕作していますので、この辺まで来ているということで、 さんがこの辺一帯を作付けすると。そして、この さんの所有を行うということで、機械の出入口として使うようなことを言っていました。

そしてまた、 さんの作業場なんですけども、この位置図の上、北側になりますけども、申請地から200メートルぐらい上、北側に大きい作業場が大々的にありますので、耕作7町の上からやっていますので、問題なく許可相当と判断しましたけども、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川・大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類を調べております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は利用権で借りて耕作している農地を今回取得するもので、所有地拡大を図るため、今回の申請となっております。

また、現地調査及び譲受人の農地所有適格化法人の報告書等から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

1月18日に地区担当の峰岸推進委員、大越地区については担当の腰塚委員も同行し、現地調査を行いました。

譲受人の の代表、 氏と、 の さんに説明を受けました。

位置図をご覧いただきたいと思いますが、今回申請のあった11筆が含まれる区画については、既に畑として利用可能な状態となっており、 が順次手続を行い、この後農園として利用する予定とのことです。

現在の計画では、社員3名を雇い、蕎麦や麦を作付けしていくとのことであります。将来は機械化したトマトハウスとしていく考えであり、仕事上の関係から販売ルートは確保できるとのことでございます。

なお、大越地区の2筆については、相続により さんが取得したものの、管理は隣地の人にしてもらっているということで、買ってほしいとの申出を受け、購入することとしたとのことです。この法人が農地の取得要件を満たしているのであるならば、認めることとしてよろしいと判断します。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類を調べております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査



の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

1月18日、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査を行いました。譲受人の さんに説明を受けました。この土地は さんが稲作をしていましたが、排水ができないような状態になっていた土地であり、農地改良をし、麦を作付けするという考えであるとのこととあります。何ら問題なく、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本件は売買による所有権移転で、必要添付書類を調べております。

譲渡人は農地を管理できないことや、譲受人の希望もあったため、また譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

1月18日に担当の坂田推進委員と2人で譲受人の さん宅を訪問いたしまして、話を伺ってまいりました。

場所につきましては、ちょうど国道125号バイパスに当たった土地の残地という形でございまして、これまでも譲受人が管理をしていたという状況であり、このわずかな残地になってしまったので、今後この際売買で整理をするということでございまして、やむを得ない

というふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本件は、農業用物置の一部が農地になっていることが判明したため、現況に合わせ是正するもので、必要添付書類を調べております。

また、申請地は自己用住宅敷と隣接しており、昭和44年に母屋を建築した頃と同時期に、当該物置を建築したということで、その物置が農地にはみ出していたということが判明したため、今回の申請により、条件に合わせることでやむを得ないものと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

1月20日、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査を行いました。申請人の さんに説明を受けました。

申請事由にあるとおり、農業用物置が宅地から農地にまたがって建てられていることが判明したため、現況に合わせて是正するものであり、問題ないものと判断をいたしました。審

議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本件は、収穫農産物の収穫・出荷及び保管のため農業用倉庫を建築するもので、必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、開発行為また建築等に関する証明書適合書面により許可が見込まれるものというものでありまして、一般基準、立地基準によりやむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（嶋村 淨君） 1月18日に推進委員の金子さんと申請人の さん宅を訪問し、現地確認を行いました。 さんは10年前に から避難された方で、こちらのほうに居を構えまして、間もなく土地を借りまして、ハウレンソウのハウス栽培を始めました。ハウスを4軒最初造りまして、今般娘さんも一緒にやるということで、新たに田んぼを借りまして、ハウスを7棟造りまして、業容拡大を図りました。

ついでには、出荷する場所がちょっと手狭になったもので、今般の申込みになったということとでございます。現況から見て何ら問題ないと思ひます。ひとつよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の豊野地区の案件及び議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、12番の豊野地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

4条の3番と5条の12番は、申請者、譲受人が同じでございまして、関連がございしますので、一括にてご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図4-3、5-12をご覧ください。

本案件は、国道125号バイパス建設に伴い、既存進入路が買収となったため、今回新たに農家住宅の進入路を確保するもので、両案件とも必要添付書類を調べております。

また、両案件の申請地は第二種農地と判断され、当該申請地は道路建設工事と同時に舗装されておりますが、公共工事に伴う代替地であり、工事の効率的かつ毎日の生活上必要なものであることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

この件につきましても、1月18日に坂田推進委員と2人で さん宅を訪ね、本人からお話を伺ってまいりました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございまして、公共工事での代替としての進入路が必要になったということございまして、全くやむを得ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず3番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の12番の豊野地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、自己用住宅の敷地を拡張するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、現状は敷地ブロックの中でございまして、野菜が栽培されており、農地として利用されておりました。農地は狭小で宅地の一部分として有効利用することで、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

1月16日、最適化推進委員の野本さん、川島さんと3人で現地確認並びに譲渡人の方宅を訪ね、話を伺ってまいりました。また、現地確認をしてまいりました。

事務局が細かく説明があったわけですが、譲受人と譲渡人は親子関係でございます。また、野口さん、譲渡人は、親から土地をもらい、数年前家を建てて、子どもさんも大きくなったということで、二世帯住宅を建てる形で今回使用貸借30年ですか、それと当時16㎡、これがまだ農地として残っていたわけですか。

そういうことで、既存宅地が500㎡という形で、当時は、許可にならなかったと思えますけど、やむなく許可せざるを得ないと判断をしてみました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、従業員用駐輪場を整備するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

1月16日、推進委員の小山さんと、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけども、これ位置図を見ていただきますと、何年か前までは

ということで営業を行っていたんですけども、去年の4月頃ですかね、

という飲食店を新たに始めることになりまして、その東のごく一部ですかね、ちょっと田んぼが残っているということで、現地はきれいに管理をされておりました。

初めに譲渡人の、こちらの さん宅にお伺いをして話を聞いたんですけども、この現地から400メートル～500メートル位南に、 という料理屋を経営されてお

まして、今現在は、娘さん夫婦がうどん屋を中心にお店を行っているんですけども、この

をオープンして夏頃ですか、草だらけでヘビが出てきたり、虫がいるので、草

取りしてもらいたいんですけども何回か来たんですけども、忙しいので何もしなかったところ、  
さんが、私が自分で草取りしてもいいでしょうかということで、いいですよということで、  
やっけてもらっていたんですけども、他人の土地をずっとこれから先も管理するのも  
何なので、もし譲ってもらえるんならそのほうがありがたいということで、お互いに話し合  
いをした結果、今回の申請になったそうです。

その次に、こちらのお店の                      の                      さんをお伺いしたんですけども、たまた  
ま留守で、代わりにこちらの代理人の                      さんという方がおまして、                      さんが言うに  
は夫婦じゃないのかなということなんですけども、ちょっと名字が違うので、その辺は詳し  
くは聞かなかったんですけども、                      さんも普通に日本語がしゃべれるので、今後のことも  
問題ないのではないかとということで、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろ  
しく願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君）    ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君）    2番、江川です。

位置図じゃないほうのこの配置図のほうを見ますと、                      の隣に道路と書いてあるんで  
すけども、これ道というから、この                      は公道と水路に挟まれた土地ということなので、  
これが一体利用をしちゃうんですか、その道路を。その辺はどういうふうに管理していくの  
か。位置図だと分からないんですけども、この配置図のほうを見ますと、「道」とでっかく  
書いてあるので、これ何のかなと思って。この利用状況をお願いします。

○事務局（正能 光君）    事務局です。

5-2の土地利用計画図、これは公図を大きくしたものであって、これは道ですね、公道、  
これは車も通れます。舗装されておりませんが、公道はあります。この三角の部分だけ  
駐輪場として使うということですので、公道のほうは公道で、三角のところは三角のところ  
で利用するというので、一体利用ということではありません。

以上です。

○2番（江川芳夫君）                      は舗装か何かするんですか。それは書いていない。

○事務局（正能 光君）    舗装とは書いていないです。恐らくやっても、砂利も敷くとは書い  
ていないんですけども、現地のほうは草刈りしてあるだけということです。

○2番（江川芳夫君）    道路は確認できないんですね。

○事務局（正能 光君）    道路は確認できます。あります。

○2番（江川芳夫君） 分かりました。了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の12ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を確保するもので、必要添付書類が調べております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、資材置場とする計画で、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

1月16日に最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また の  
さん、社長さんですけども、社長さんから話を聞いてきました。

事務局の説明の件、資材置場を探していたということで、代理人の さんに相談したところ、ここを提供された。 さんというのは、 にある土地家屋調査士でありまして、調査士が間に入っているということでありまして、許可相当と考えますけども。

譲渡人の さんに関しては、これは のマンションなんですけども、たまたまこのとき行ったときにちょっと留守で、話はできなかつたんですけども、間に調査士が入っているということで、許可相当と判断しましたけども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。



3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の13ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

1月18日、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査を行いました。

譲渡人の さんに説明を受けました。この土地は2年間休耕していた土地でありまして、太陽光発電施設として適しているという申入れにより、譲渡するものであるとのことです。周辺の状況などから、適当であると判断をいたしました。ご審議よろしくお願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大越地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の14ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本件は譲受人が賃貸借により土地を借り受け、さらに事業拡大に伴い、整備車両等の駐車

場を増設するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

1月20日、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査を行いました。

代理人の の さんに説明を受けました。大型車両の整備、修理及び架装を行っており、事業拡張のため、大型修理車両等の駐車場として利用するというのであります。周辺の状況などから判断いたしまして、適当であると判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、経済産業省の設備認定通知書の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

16日に推進委員の石川さんと現地を確認しました。きれいに管理をされていました。その後、電話にて代理人の　　さんと譲渡人の　　さんに電話でお話をしまして、申請地は相続で取得した土地でございますが、今まで実家の近所の方に管理を依頼しておりましたが、高齢のため管理ができないということで、手放すことにしたということです。

代理人の　　さんとは、　　さんは前回、この近くの土地の売買で太陽光をした土地がありまして、そのときお世話になったことから、今回も代理人の　　さんをお願いして、今回の申請ということになりました。現場の状況から許可相当と判断しましたので、審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の東地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。

位置図の16ページをご覧ください。

本件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、当該地は農用地でございますが、盛土をして小麦を作付けするための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君）　3番、中島です。

1月20日、推進委員の松村さんと現地確認に行つてまいりました。現地で代理人の　　さんと行き会いまして、推進委員の松村さんと3人で現場を確認しました。

ここは低い田んぼなので、稲を作っていたんですが、ジャンボタニシの被害が毎年あったために、土盛りをして小麦を作りたいということでした。何も問題ないと判断してまいりま

した。審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 説明の前に、譲受人の \_\_\_\_\_、代表が \_\_\_\_\_ さんになっておりますけども、登記簿上、代表取締役が2人おりまして、補正で確認したところ、もう一方の、お名前が \_\_\_\_\_ さん、 \_\_\_\_\_ の代表が \_\_\_\_\_ さんになっていますが、 \_\_\_\_\_ さんということで訂正をお願いします。

それではご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、この事業につきましては、自家消費と同じ扱いで経済産業省の設備認定ではなく、関係企業の事業協定書の写しが添付されております。また、東京電力との接続契約の写しが添付されておりました、現地調査の結果、第二種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

1月20日、松村推進委員と譲受人の代理人であります \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ さんと3人で現地確認をしてみました。

申請地に関しましては、現在全て耕作されていない状態であります。後継者がいないということと、あと周辺には障害物がないので、有効利用を考えて太陽光発電施設を計画したそうです。

フェンスに関しましては、1メートル50センチのフェンスを付けるということ、あと草の管理に関しましては、業務委託で年に3回するそうです。やむを得ないと判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

すいません、事務局に確認させてください。

この申請、非常に大きい太陽光発電なんですけども、配置図で見ると盛土か何かするんですか。何か周りが黒く盛りがあるような状態なんですけど、現況も田んぼで低いような気もするんですが、その計画はどうなっているんでしょうか。

また、この農地改良、埋立てが必要な場合の農地改良の手続はどうなっているんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

ここは低い部分がございます、全てを盛土にするのではなくて、一部盛土をいたします。5-8の位置図で言いますと、右上の 番と一番下の 、この低いところで、面積は3,000㎡は行きません。一部盛土ということで申請が上がっております。

以上です。

○11番（柳田 浩君） 埋立て条例がかかるかかからないか。

○事務局（正能 光君） 市の条例の方がかかります。

○11番（柳田 浩君） 了解しました。その手続をしっかりと指導してください。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、太陽光発電施設の盛土工事車両の進入

路を確保するもので、期間1か月の一時転用で、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、今回の要因となるももとの太陽光発電施設は、昨年4月の総会で許可相当と意見が付された後、農地の相続等が発生したため、農転、農地法に関し、相続手続まで保留となっていたものでございます。

今回の進入路につきましては、乗入れのための進入路で、第二種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

なお、今回の進入路の一時転用と太陽光発電施設が許可の見込みとなった場合は、同時となる予定でございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

1月15日、松村推進委員と譲受人の代理人であります さんと3人で現地確認を行ってまいりました。

太陽光発電施設を設置するというので、盛土のための進入路がないため、3メートルの道路を確保したいということでした。やむを得ないと判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

先にこの譲受人の さんでございますけれども、転居をしております。その申請地のすぐ隣ですけれども、 の 、 ではなく、住所が の に転居をしております。

それではご説明いたします。

位置図の19ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の浄化槽が設置してあることから、住宅敷を拡張するもので、必要添付書類を調べております。

現地調査を行った結果、第一種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可が見込まれるものでございます。また、事前相談もあり、今回の申請については一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月18日に推進委員の落合さんと現地確認に行ってまいりました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の さんと4人で現地を見てまいりました。浄化槽が引っかかっているんですけど、少し農地にかかっているんですね。それを さんが さんから売買で土地を買って、こういうことをしたい、話し合って売買になったと思うんです。

それで話し合いがついたそうなんです。だから何の問題もないと判断してまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本件は、譲受人が売買により土地を取得し、譲受人の資材置場を確保するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断されます。本件は、譲受人によるのエリアも含めた産業系の民間開発計画があり、そのため、資材置場がなくなった分、本社に

近い今回の申請地と宅地部分を含め、資材置場を確保することとなったようでございます。

なお、その民間開発につきましては、決定の時期は未定でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

1月18日に担当の坂田推進委員と2人で、現地で譲受人の の 営業部次長さん、それから代理人になっております 家屋調査士さんからお話を伺ってまいりました。

場所は案内図のとおり、裏側に宅地がありまして、この宅地と同じ、全所有者は同じでございます。これを一体として資材置場として利用したいということでございます。

の事務所のすぐそばでありますし、また先ほど事務局のほうで説明がありましたように、既存の資材置場、これも確認させていただきましたけども、現在はほとんど整地されて、整理されているような状態でございます。

場所的にもやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の21ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自家用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認



したところ、協議中で許可が見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

1月18日に坂田推進委員と2人で、譲渡人の さん宅を訪問しまして、お話を伺ってまいりました。内容につきましては、娘さんの住宅を新たに造るということでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画、中間管理事業分でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございまして、新規分532筆、面積にして89万5,656.62㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができない」に、委員、が該当しますので、議事の間退席をいたします。

議事進行については、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

（委員、委員退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、管理希望者の公募に応募した方に、中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかどうかの審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

10アール当たりの賃借料の件についてお伺ひしたいと思います。

例えば騎西地域で申し上げますと、見沼用水の賦課金というのが大体1㎡3,980円で、備前堀の場合が排水が2円71銭と、これを田畑にしますと単純に6,690円ぐらいになるわけですが、大体騎西地域の場合は6,000円から7,000円前後の単価が設けられているわけですが、この中で多分ポンプアップの、志多見ですからその辺の関係なのかなとは思いますが、2,500円。

例えばページ数で言うと、20ページにあるあたりは賃貸価格が2,500円で、種足地域、これが25ページあたりになりますと1万2,900円ということで、金額がそういうことになっています。この差はどういうあれなのかなと、ちょっとその辺がお分かりになるようでしたら、この算定基準みたいな、どういうふうな基礎で積み上げたものなのかなというのがもし分かったら、参考に教えていただきたいなと。

また、これについては中間管理機構が貸手と借手の関係を踏まえて価格が設定されているものなのか、その辺も含めて分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○職務代理（柳田 浩君） 事務局、大丈夫ですか。

私のほうから、じゃあ。

この中間管理事業を進めるに当たって、この賃借料については、各推進協議会で単価設定をしておると思います。ですから、その収益によって考え方が違いますから、それぞれの地域の考え方が違うもので、例えば単純な小作料だけのところ、それから水利も含んだところ、そういうのがあるので、その違いが出ているようですので、できれば皆さんもいろんな基本があると思うので、加須地域の現在の中間管理事業の区域ごとの単価設定の考え方とか、一覧表みたいなものを事務局で今度配っていただいて、コメントいただければ分かるかな。

○14番（関口豊充君） 水を借りたりすることもあるので、例えば2,500円といたら、志多見の場合ポンプアップをしているから、例えば耕作者が水利費を含めてイコール負担す

るということで2,500円プラス、ポンプアップの単価が乗っかってきているのかなというふうには、推測はできるんですけども、種足の場合は1万2,000円、幾らというようなことで、あまりにも金額が差があるので、ちょっとその辺が分かったら教えていただきたいということで質問したわけです。

○事務局（小川修一君） 先ほど職務代理からお話があったとおりなんですけど、私も地元の総会ですとか、総会設立前の皆さんの協議会の中で金額を決めるときに、積算根拠があって、先ほど関口委員さんがおっしゃられたとおり、用水路の水利費が高いだとか、改良への賦課金が高いだとか、そういったものが高い傾向があります。

農業振興課のほうで農地中間管理事業のほうは進めさせていただいているんですけど、委員さんなり推進委員さんにも地元に入らせていただいておりますので、立上げがなされてきているんですけど、農業振興課のほうに確認をします。その積算根拠が出せるものなのかというところもあるので、ちょっと次回までに検討させていただいてということよろしいでしょうか。

○14番（関口豊充君） 先日、地権者が耕作者に対して、これを上げてくれというようなことでトラブルちゃって、いいよ、それじゃ返すよというようなことが、ちょっと身近にあったものですからね。そういった基準なんかもこういった機会であれば、より地権者に対して説明ができるなと思ひまして、質問しました。ありがとうございました。

○4番（松本 昇君） 4番、松本ですが、先ほど2,500円といった関係は、私も前回は農地最適化推進委員で、志多見地区のほうでいろいろ会議に行きました。一応、さっき言われたポンプアップですか、改良区でやっている水の費用が4,000円かかるということで、それで2,500円プラス4,000円で、全体が6,500円、そういうことで、2,500円ことになっていますが。

だから、田んぼを変えて耕作すると2,500円のほかに改良区への賦課金4,000円がかかるから6,500円で、大体それぐらいになるということで。

あと、私のほうでやっている三分野地区の農地中間管理事業は、JAの10アール当たり、JAの米、彩のかがやき一等米の概算金額ということでなっていますので、毎年金が変わる、そういう地区もごさいます。それら計算を全て、農地中間管理事業の、県のほうが全部しますので、請求とか耕作機械のほうは全然問題なくてやっております。

以上です。

○14番（関口豊充君） ありがとうございました。

○5番（山岸和男君） じゃ、参考までに、5番、山岸です。

中間管理の委員をやっておりますので、北川辺地区の場合なんですけど、決めるときに、やはり各地区同士で決めてくださいと。小作料に対してはということで、この資料によりまして25ページぐらいから出ているんですけど、6,150円なんですよ、北川辺は全部。これはその年に一等の米の30キロの分の値段です。だから、多少何百円かは毎年ずれるわけです。

耕作者は小作のほかにパイプラインの賦課金が、北川辺は反当9,000円ぐらい。これを負担して借りるわけです。だから、最低でも反当あたりこれはかかるわけです。だから1万5,000円何がしは取られるわけです。土地改良の、水代と一応言うんですけど、その程度かかるようになっておる。

だから、北川辺の分はずっと25ページからずっと見ても、みんな6,150円。これは単純に小作料だけなんです。パイプラインが全部入っておりますので、借りる人はパイプラインの分を、これを提出されたときに耕作者のほうに土地改良から請求が来るようになっていきますので、耕作者はこの両方を引かれるわけです。12月ぐらいに。そういうふうなあれになっております。

よその地区のことで申し訳ないんですけど、確かに金額が違うので、安いところというか、多分だと思ってしまうんですけど、志多見地区2,500円というのは、パイプラインが入っていないところじゃないかなと思うんですけど、小作プラスあと水の分は耕作者が自分で負担をしているんだと思うんですけど。ほかの地区で分からないんですけど。北川辺の場合はそういうことです。

○職務代理（柳田 浩君） 今、何人かの委員さんから小作料についてのお話がありました。地域また地区ごとによって大分違うようですので、これは私たち委員、それから推進委員ともにこれから中間管理事業を進めていくに当たって、やはりその辺も理解していないと、ほかの地区の内容も理解していないと、推進しづらいと思うので、ぜひこれ、農業振興課に調整していただいて、委員さん方に根拠となるような資料をぜひ出していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○2番（江川芳夫君） 2番。

今の関係なんですけど、小作料相当分とパイプラインの管理が違う、この請求ということのようですね。北川辺あたりは別々。中間管理機構、私もやっているんですけども、中間管理機構の振興公社が一括で、両方一本化というのはできないものですかね。

ということは、北川辺の場合は6,000円にプラス9,000円で、1万5,000円を一括で。

○5番（山岸和男君） 中間管理のほうは、この件に関しては一応最初に決めるときに、皆さんで決めてくださいというふうに言われて、やっぱり加須市でも地区同士で違うんで、北川辺は北川辺の地区同士で話し合っ決めてくださいということで、うちのほうは最初で、中間管理ができたところの人からいろいろお話を聞いて、その年に一等で売れた金額の1俵、60キロなんですけど、30キロ分がいいということで、小作料はそれで算出しているんです。

それまでは、中間管理の前までは、本当に相対でばらばらだったです。これは本当にばらばら。1万円やる人もいるし、ただでいいから作ってくれとかという人もいるし、小作料は要らないからただで作ってくれるという人もいるし、全く相対だから、そういうことだったんです。

中間管理ができてからは、ある程度基準を決めないと今後続くのに大変だろうということで、一応30キロの分でどうですかということで、それで決まったんです。だから、中間管理のほうは決まった金額を耕作者から口座落としで下げて、地権者に振り分けるという。

土地改良のほうはこういうふうな額決まれば、耕作者のほうから、パイプラインのお金は土地改良のほうが取ります。だから、中間管理はパイプラインの分はタッチしていないと思うんです。

○2番（江川芳夫君） タッチしないの。

○5番（山岸和男君） していないです。多分やらないと思うんです。

○2番（江川芳夫君） 分かりました。だから、耕作者からすれば、一気に中間管理に入れば土地改良のほうも一緒に、1回できちゃうんだけどね。

○5番（山岸和男君） あれが違うからね、多分できないと思いますね。

○2番（江川芳夫君） だから志多見も2,500円プラス4,000円になっているんだ。

○5番（山岸和男君） 多分そうだと思うんですけど。

○2番（江川芳夫君） パイプラインのとこだけですよね。一般的には水利費は土地改良へ払わないで小作料と一緒に、うちも5,000円何ぼだったんだけど、一括で中間管理機構が取って払っているんですけどね。

○職務代理（柳田 浩君） その辺も地域によって違うんですよ。水利費を直接地権者からのところもあるし、耕作者からもありますので、そういうのも含んで一回整理していただきた

いと。

○2番（江川芳夫君） うちのほうは、見沼土地改良区と備前堀土地改良区なんですよ。これは小作料とプラス水利料が入って、あの中間管理機構が処理しているから、1回なんですよ、口座から引落しも振込みも。北川辺さんと志多見さんは、土地改良とは別という考え方なんですよ。

○4番（松本 昇君） 土地の所有者に賦課が行くということ。

○14番（関口豊充君） 見沼の賦課金は納付書が地権者の家に行っちゃうわけですよ。備前堀の賦課金も地権者のほうに送付されていると。そうすると、純然たる小作料だけを騎西地域の場合は払っているということで、その賦課金の分は地権者がそれぞれ反分で払っているというふうな形。

○2番（江川芳夫君） 見沼と備前堀は地権者が払う、耕作者じゃなくて。  
（「羽生領はどちらもできる」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） どちらでもできるんだ。  
（「だからよく話し合って決めないと。」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） いろいろあると思うので、そういうのも含んで勉強ができるように、資料をいただければと。  
よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、ご質疑、ご意見については以上といたしまして、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、委員、委員の入室をお願いいたします。

（ 員、 委員入室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について12件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について」でございますけれども、農地中間管理機構の届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について11件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地貸借の合意解約による届出147件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長、柳田職務代理には議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



### ◎閉会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

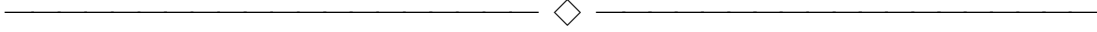
○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和3年第1回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。



○局長（大熊和夫君） ありがとうございました。

閉会 午後 2時46分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年1月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 佐久間 尉 匡

署名委員 松 村 文 夫